

無料相談会

○行政相談

▼日 時 12月15日(金)、1月5日
 (金午前9時～正午)

▼会 場 ゆめプラザ・那須

▼内 容 行政上の困りごと

▼応対者 平山英夫行政相談委員
 (自宅) ☎ 7252334

▼問合せ

(土日・祝日を除く)。予約がない場合は、実施しませんのでご注意ください。電話相談も受け付けています。

▼申込み・問合せ 県民プラザ
 ☎ 028-623-2188

○人権相談

▼日 時 平成30年1月29日(月)午前9時30分～正午

▼会 場 ゆめプラザ・那須

▼内 容 人権に関する相談(職場でのパワーハラ、学校でのいじめ、言葉の暴力など)

▼応対者 人権擁護委員 2名

▼問合せ 住民生活課戸籍係
 ☎ 726908

事例



「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というタイトルのハガキが届いた。ハガキには、連絡なき場合は原告側の主張が全面的に受理され、裁判の処置として給与の差し押さえをすると記載があった。

裁判取り下げ期日が迫っていたので電話をしたところ、「心配しないでいい。弁護士会に電話しないとい」と言われ、ある電話番号を教えられた。そこにかけると弁護士を名乗る男性が出て、別の会社の電話番号を教えられた。

その会社に電話すると恐ろしく怖い口調で、コンピュでプリペイドカードを50万円分買い、電話するように指示された。10万円分は買ったが何かおかしいと思う。どうすればよいか。

(60歳代 女性)

「民事訴訟管理センター」からの架空請求ハガキに注意してください！

※困ったときは一人で悩まず相談しましよう。
 ※民事訴訟管理センターは存在しません。

ハガキが届いても、決して相手に連絡せず、支払わずに無視してください。不安を感じたり対処に困った場合には、すぐに消費生活センター等に相談してください。

○不動産無料相談

▼日 時 12月22日(金)、1月9日
 (火午後1時30分～3時30分)

▼会 場 不動産会館県北支部

▼内 容 不動産取引など

▼応対者 相談員 2名

▼問合せ 宅建協会県北支部 (那須塩原市) ☎ 626677

○交通事故巡回相談

▼日 時 12月22日(金)午前10時～午後2時20分

▼会 場 那須塩原市役所

▼内 容 交通事故など

▼応対者 交通事故相談員 1名
 ※予約制。予約は3日前までです

悪質商法や多重債務などの消費生活に関する相談は、「**那須町消費生活センター**」へ！

■開所日 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
 ■時 間 午前9時～正午、午後1時～4時
 ■場 所 那須町役場内1階東側
 ■電 話 0287-72-6937

「消費者ホットライン」3桁の電話番号**188番**へ
 土日など役場がお休みの時にも、相談可能な窓口へおつなぎします。(年末年始を除く)

○「民事訴訟管理センター」から
 <ひとこと助言>